

郡山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月27日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第33号

郡山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

郡山市予防接種事故災害補償規則（平成18年郡山市規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補償基準及び補償金額） 第5条 市は、次に掲げる補償基準及び補償金額に基づき補償を行う。 （1）（略） （2）補償金額 死亡した場合の補償金（以下「死亡補償金」という。）及び障害を被った場合の補償金（以下「障害補償金」という。）の額については、次に掲げるとおりとする。 ア 死亡補償金 <u>48,000,000円</u> イ 障害補償金 （ア）令別表第2の障害等級1級の場合 <u>48,000,000円</u> （イ）令別表第2の障害等級2級の場合 <u>31,960,000円</u> （ウ）令別表第2の障害等級3級の場合 <u>24,399,000円</u> 2 （略）	（補償基準及び補償金額） 第5条 市は、次に掲げる補償基準及び補償金額に基づき補償を行う。 （1）（略） （2）補償金額 死亡した場合の補償金（以下「死亡補償金」という。）及び障害を被った場合の補償金（以下「障害補償金」という。）の額については、次に掲げるとおりとする。 ア 死亡補償金 <u>46,700,000円</u> イ 障害補償金 （ア）令別表第2の障害等級1級の場合 <u>46,700,000円</u> （イ）令別表第2の障害等級2級の場合 <u>31,096,000円</u> （ウ）令別表第2の障害等級3級の場合 <u>23,739,000円</u> 2 （略）

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の郡山市予防接種事故災害補償規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の郡山市予防接種事故災害補償規則の規定は、令和7年4月1日以後に発見された事故に係る災害補償について適用し、同日前に発見された事故に係る災害補償については、なお従前の例による。